# 大学設置基準 （昭和三十一年文部省令第二十八号）

## 第一章　総則

#### 第一条（趣旨）

大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

##### ２

この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

##### ３

大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

#### 第二条（教育研究上の目的）

大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

#### 第二条の二（入学者選抜）

入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

#### 第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働）

大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

## 第二章　教育研究上の基本組織

#### 第三条（学部）

学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

#### 第四条（学科）

学部には、専攻により学科を設ける。

##### ２

前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

#### 第五条（課程）

学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

#### 第六条（学部以外の基本組織）

学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

* 一  
  教育研究上適当な規模内容を有すること。
* 二  
  教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。
* 三  
  教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

##### ２

学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十二条の四第一項に規定する専門職学科、第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。

##### ３

この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の六、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

## 第三章　教員組織

#### 第七条（教員組織）

大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

##### ２

大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

##### ３

大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

##### ４

大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。  
なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。  
ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

#### 第八条

削除

#### 第九条

削除

#### 第十条（授業科目の担当）

大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。

##### ２

大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

#### 第十条の二（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。

#### 第十一条（授業を担当しない教員）

大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

#### 第十二条（専任教員）

教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

##### ２

専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

##### ３

前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

#### 第十三条（専任教員数）

大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる専任教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

## 第四章　教員の資格

#### 第十三条の二（学長の資格）

学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

#### 第十四条（教授の資格）

教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

* 一  
  博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
* 二  
  研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
* 三  
  学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
* 四  
  大学又は専門職大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
* 五  
  芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者
* 六  
  専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

#### 第十五条（准教授の資格）

准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

* 一  
  前条各号のいずれかに該当する者
* 二  
  大学又は専門職大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
* 三  
  修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
* 四  
  研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
* 五  
  専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

#### 第十六条（講師の資格）

講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

* 一  
  第十四条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
* 二  
  その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

#### 第十六条の二（助教の資格）

助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

* 一  
  第十四条各号又は第十五条各号のいずれかに該当する者
* 二  
  修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
* 三  
  専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

#### 第十七条（助手の資格）

助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

* 一  
  学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
* 二  
  前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

## 第五章　収容定員

#### 第十八条（収容定員）

収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。  
この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

##### ２

収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

##### ３

大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

## 第六章　教育課程

#### 第十九条（教育課程の編成方針）

大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

##### ２

教育課程の編成に当たつては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵かん  
養するよう適切に配慮しなければならない。

#### 第十九条の二（連携開設科目）

大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学、専門職大学又は短期大学（以下この条において「他大学」という。）が当該大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十七条の三において「連携開設科目」という。）を、当該大学が自ら開設したものとみなすことができる。

* 一  
  当該大学の設置者（その設置する他大学と当該大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置する他大学
* 二  
  大学等連携推進法人（その社員のうちに大学、専門職大学又は短期大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学の間の連携の推進を目的とするものであつて、当該大学、専門職大学又は短期大学の間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第四十五条第三項において同じ。）（当該大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他大学

##### ２

前項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿つて開設されなければならない。

* 一  
  前項第一号に該当する他大学が開設するもの  
    
    
  同号に規定する基準の定めるところにより当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針
* 二  
  前項第二号に該当する他大学が開設するもの  
    
    
  同号の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

##### ３

第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

#### 第二十条（教育課程の編成方法）

教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

#### 第二十一条（単位）

各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

##### ２

前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

* 一  
  講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。
* 二  
  実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。  
  ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。
* 三  
  一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

##### ３

前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

#### 第二十二条（一年間の授業期間）

一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

#### 第二十三条（各授業科目の授業期間）

各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。  
ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

#### 第二十四条（授業を行う学生数）

大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

#### 第二十五条（授業の方法）

授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

##### ２

大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

##### ３

大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。  
前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

##### ４

大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

#### 第二十五条の二（成績評価基準等の明示等）

大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

##### ２

大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

#### 第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

#### 第二十六条（昼夜開講制）

大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

## 第七章　卒業の要件等

#### 第二十七条（単位の授与）

大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。  
ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

#### 第二十七条の二（履修科目の登録の上限）

大学は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

##### ２

大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

#### 第二十七条の三（連携開設科目に係る単位の認定）

大学は、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

#### 第二十八条（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）

大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

##### ２

前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

#### 第二十九条（大学以外の教育施設等における学修）

大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

##### ２

前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

#### 第三十条（入学前の既修得単位等の認定）

大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第三十一条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

##### ２

大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

##### ３

前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位（第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

#### 第三十条の二（長期にわたる教育課程の履修）

大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

#### 第三十一条（科目等履修生等）

大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

##### ２

大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で学校教育法第百五条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

##### ３

科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。

##### ４

大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第十三条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

##### ５

大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第二十四条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。

#### 第三十二条（卒業の要件）

卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

##### ２

前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十八単位以上を修得することとする。  
ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。

##### ３

第一項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十六単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）に係る二十単位以上を含む。）を修得することとする。

##### ４

第一項の規定にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十二単位以上を修得することとする。

##### ５

前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

##### ６

第一項から第四項まで又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は三十単位を超えないものとする。

#### 第三十三条（授業時間制をとる場合の特例）

前条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて単位の修得に代える授業科目に係る第二十一条第一項又は第二十七条の規定の適用については、第二十一条第一項中「単位数」とあるのは「授業時間数」と、第二十七条中「一の授業科目」とあるのは「授業科目」と、「単位を与えるものとする」とあるのは「修了を認定するものとする」とする。

##### ２

授業時間数を定めた授業科目については、当該授業科目の授業時間数をこれに相当する単位数とみなして第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定を適用することができる。

## 第八章　校地、校舎等の施設及び設備等

#### 第三十四条（校地）

校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

##### ２

前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

##### ３

前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

* 一  
  できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。
* 二  
  休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

#### 第三十五条（運動場）

運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

##### ２

前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。

##### ３

前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。  
ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。

* 一  
  様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。
* 二  
  校舎から至近の位置に立地していること。
* 三  
  学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

#### 第三十六条（校舎等施設）

大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。  
ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

* 一  
  学長室、会議室、事務室
* 二  
  研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）
* 三  
  図書館、医務室、学生自習室、学生控室

##### ２

研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

##### ３

教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

##### ４

校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

##### ５

大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

##### ６

夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

#### 第三十七条（校地の面積）

大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

##### ２

前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

##### ３

昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

#### 第三十七条の二（校舎の面積）

校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ（１）若しくは（２）又はロの表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第四十八条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ（１）若しくは（２）の表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。

#### 第三十八条（図書等の資料及び図書館）

大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

##### ２

図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。

##### ３

図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

##### ４

図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レフアレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

##### ５

前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

#### 第三十九条（附属施設）

次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

##### ２

工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

#### 第三十九条の二（薬学実務実習に必要な施設）

薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。

#### 第四十条（機械、器具等）

大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

#### 第四十条の二（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）

大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。  
ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

#### 第四十条の三（教育研究環境の整備）

大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

#### 第四十条の四（大学等の名称）

大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

## 第九章　事務組織等

#### 第四十一条（事務組織）

大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

#### 第四十二条（厚生補導の組織）

大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

#### 第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

#### 第四十二条の三（研修の機会等）

大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

## 第九章の二　学部等連係課程実施基本組織に関する特例

#### 第四十二条の三の二（学部等連係課程実施基本組織）

大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる二以上の学部等（学部又は学部以外の基本組織（この条の規定により置かれたものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の学部等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下この条及び別表第一において「学部等連係課程実施基本組織」という。）を置くことができる。

##### ２

学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、前項に規定する二以上の学部等（以下この条において「連係協力学部等」という。）の専任教員がこれを兼ねることができる。

##### ３

学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもつて足りるものとする。

##### ４

学部等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数とし、当該学部等連係課程実施基本組織ごとに学則で定めるものとする。

##### ５

第六条第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第十三条、第十八条、第三十七条の二、第三十九条、第十章から第十三章まで、第五十七条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。

## 第十章　専門職学科に関する特例

#### 第四十二条の四（専門職学科とする学科等）

大学の学部の学科（学校教育法第八十七条第二項に規定する課程に係る学科を除く。）のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開する教育課程を編成するものは、専門職学科とする。

##### ２

前項に規定する専門職学科のみで組織する学部は、専門職学部とする。

#### 第四十二条の五（専門職学科に係る入学者選抜）

専門職学科を設ける大学は、専門職学科に係る入学者の選抜に当たつては、第二条の二に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

#### 第四十二条の六（実務の経験等を有する専任教員）

専門職学科を置く学部に係る第十三条の規定による専任教員数のうち、別表第一イ⑵による専門職学科の専任教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

##### ２

専門職学科に係る実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

* 一  
  大学又は専門職大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
* 二  
  博士の学位、修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
* 三  
  企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

##### ３

第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であつても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

#### 第四十二条の七（専門職学科に係る教育課程の編成方針）

専門職学科の教育課程の編成に当たつては、専門職学科を設ける大学は、第十九条に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

##### ２

専門職学科を設ける大学は、専門職学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

##### ３

前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

#### 第四十二条の八（教育課程連携協議会）

専門職学科を設ける大学は、産業界及び地域社会との連携により、専門職学科の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

##### ２

教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

* 一  
  学長又は専門職学科を設ける学部の長（以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員
* 二  
  当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
* 三  
  地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
* 四  
  臨地実務実習（第四十二条の十二第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける大学と協力する事業者
* 五  
  当該専門職学科を設ける大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認めるもの

##### ３

教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

* 一  
  産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の編成に関する基本的な事項
* 二  
  産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

#### 第四十二条の九（専門職学科の授業科目）

専門職学科を設ける大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

* 一  
  一般・基礎科目（幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
* 二  
  職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
* 三  
  展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であつて、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）
* 四  
  総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）

#### 第四十二条の十（専門職学科に係る授業を行う学生数）

専門職学科を設ける大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、第二十四条の規定にかかわらず、四十人以下とする。  
ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

#### 第四十二条の十一（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）

専門職学科を設ける大学は、学生が当該大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職学科において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職学科における授業科目の履修とみなし、三十単位を超えない範囲で大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

##### ２

前項により与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなし、又は与える単位数（第三十条第一項により修得したものとみなす単位数にあつては、当該大学において入学前に修得した単位以外のものに限る。）と合わせて六十単位を超えないものとする。

#### 第四十二条の十二（専門職学科に係る卒業の要件）

専門職学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項及び第五項に定めるところによるほか、次の各号のいずれにも該当することとする。

* 一  
  同条第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上が含まれること。
* 二  
  実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。
* 三  
  前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る二十単位が含まれること。  
  ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。）をもつてこれに代えることができること。

#### 第四十二条の十三（実務実習に必要な施設）

専門職学科を設ける大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、当該専門職学科に係る臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

## 第十一章　共同教育課程に関する特例

#### 第四十三条（共同教育課程の編成）

二以上の大学は、その大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を、当該二以上の大学のうち他の大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学が外国に設ける学部、学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。  
ただし、共同教育課程を編成する大学（以下「構成大学」という。）は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

##### ２

大学は、共同教育課程（大学院の課程に係るものを含む。）のみを編成することはできない。

##### ３

構成大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

#### 第四十四条（共同教育課程に係る単位の認定）

構成大学は、学生が当該構成大学のうち一の大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位（第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を、当該構成大学のうち他の大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

#### 第四十五条（共同学科に係る卒業の要件）

共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

##### ２

前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する共同学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）以上を修得することとする。

##### ３

全ての構成大学の設置者が同一であり、かつ、第十九条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における前二項の規定の適用については、これらの項中「三十一単位」及び「三十二単位」とあるのは、「二十単位」とする。

##### ４

前三項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

#### 第四十六条（共同学科に係る専任教員数）

共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イ（１）若しくは（２）の表の中欄又はロの表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別専任教員数」という。）以上とする。

##### ２

前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。

##### ３

第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第一イ（１）若しくは（２）の表の下欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、中欄）に定める専任教員の数の八割に相当する数又は別表第一ロの表の収容定員三六〇人までの場合の専任教員数の欄の数（以下これらをこの項において「最小大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小大学別専任教員数以上とする。

#### 第四十七条（共同学科に係る校地の面積）

第三十七条第一項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

#### 第四十八条（共同学科に係る校舎の面積）

共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ（１）若しくは（２）又はロの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「大学別校舎面積」という。）以上とする。

##### ２

第三十七条の二及び前項の規定にかかわらず、共同学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに大学別校舎面積を有することを要しない。

#### 第四十九条（共同学科に係る施設及び設備）

前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

## 第十二章　工学に関する学部の教育課程等に関する特例

#### 第四十九条の二（工学に関する学部の教育課程の編成）

工学に関する学部を設ける大学であつて当該学部を基礎とする大学院の研究科を設けるものは、当該学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「工学分野の連続性に配慮した教育課程」という。）を編成することができる。

##### ２

工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する大学は、当該教育課程を履修する学生が幅広く深い教養及び総合的な判断力を向上させることができるよう、当該大学における工学に関する学部において、工学以外の専攻分野に係る授業科目、企業等との連携による授業科目その他多様な授業科目を開設するよう努めるものとする。

#### 第四十九条の三（工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置）

前条第二項に規定する工学以外の専攻分野に係る授業科目を開設する場合は、第十三条に規定する数の専任教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員を置くものとする。  
この場合において、当該教員については、大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における工学に関する学部以外の学部における専任教員をもつて充てることができる。

##### ２

前条第二項に規定する企業等との連携による授業科目を開設する場合は、第十三条に規定する数の専任教員に加え、当該授業科目の実施に必要な専任教員として、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くものとする。  
この場合において、当該教員が専任教員以外の者である場合には、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うこととする。

#### 第四十九条の四（課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員数）

第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。  
ただし、収容定員が、第一号に掲げる場合にあつては別表第一イの表に定める数、第二号に掲げる場合にあつては同表に定める数に専攻分野の数を乗じた数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。

* 一  
  当該学部が一の専攻分野のみを有する場合  
    
    
  別表第一イの表の中欄に定める教員数とする。  
  収容定員が同欄に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
* 二  
  当該学部が二以上の専攻分野を有する場合  
    
    
  別表第一イの表の下欄に定める教員数に専攻分野の数を乗じた数とする。  
  収容定員が同欄に定める数に専攻分野の数を乗じた数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

## 第十三章　国際連携学科に関する特例

#### 第五十条（国際連携学科の設置）

大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（第五条の課程を含む。）（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

##### ２

大学は、学部に国際連携学科のみを設けることはできない。

##### ３

国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部の収容定員の二割（一の学部に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

#### 第五十一条（国際連携教育課程の編成）

国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。  
ただし、国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

##### ２

国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

#### 第五十二条（共同開設科目）

国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、連携外国大学と共同して授業科目を開設することができる。

##### ２

国際連携学科を設ける大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該大学又は連携外国大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。  
ただし、連携外国大学において修得した単位数が、第五十四条第一項及び第二項の規定により連携外国大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学において修得した単位とすることはできない。

#### 第五十三条（国際連携教育課程に係る単位の認定）

国際連携学科を設ける大学は、学生が連携外国大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位（第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

#### 第五十四条（国際連携学科に係る卒業の要件）

国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上（薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを履修する課程にあつては九十三単位以上、獣医学を履修する課程にあつては九十一単位以上）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

##### ２

前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により九十四単位以上（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位以上を修得することとする。

##### ３

前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。  
ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

#### 第五十五条（国際連携学科に係る専任教員数）

国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第十三条に定める学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

#### 第五十六条（国際連携学科に係る施設及び設備）

第三十四条から第三十六条、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

##### ２

前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

## 第十四章　雑則

#### 第五十七条（外国に設ける組織）

大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

#### 第五十八条（学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外）

第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項及び第五項、第三十七条、第三十七条の二、第四十七条、第四十八条並びに第四十九条（第三十四条、第三十五条並びに第三十六条第四項及び第五項の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る。）の規定は、学校教育法第百三条に定める大学には適用しない。

#### 第五十九条（その他の基準）

大学院その他に関する基準は、別に定める。

#### 第六十条（段階的整備）

新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

# 附　則

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令施行の際、現に設置されている大学に在職する教員については、その教員が現に在職する教員の職に在る限り、この省令の教員の資格に関する規定は、適用しない。

##### ３

この省令施行の際、現に設置されている大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

##### ４

令和二年度以降に期間（令和八年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一ロに定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。

##### ５

医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の校地の面積の算定については、当該大学の医学に関する学部の学科における七百二十人を超える部分の収容定員の増加はないものとみなして第三十七条第一項の規定を適用する。

##### ６

医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の校舎の面積の算定については、別表第三ロに定める医学関係の校舎の面積を別表第三ロに定める収容定員七百二十人までの場合の医学関係の校舎の面積に七百二十人を超える収容定員に応じて六人につき七十五平方メートルの割合により算出される面積を増加した面積とし、及び別表第三ロに定める医学関係の附属病院の面積を別表第三ロに定める収容定員七百二十人までの場合の医学関係の附属病院の面積に七百二十人を超える収容定員に応じて六人につき百平方メートルの割合により算出される面積を増加した面積として、第三十七条の二の規定を適用する。

# 附則（昭和三七年四月一八日文部省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四〇年三月六日文部省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四一年七月一日文部省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

# 附則（昭和四三年四月一日文部省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四五年八月三一日文部省令第二一号）

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四七年三月一八日文部省令第五号）

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四八年一一月二八日文部省令第二九号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五〇年四月二八日文部省令第二一号）

##### １

この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

# 附則（昭和五〇年一二月二五日文部省令第四〇号）

##### １

この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

##### ２

この省令施行の際、現に設置されている医学又は歯学の学部を置く大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

# 附則（昭和五六年一月一七日文部省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五七年三月二三日文部省令第一号）

この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

# 附則（昭和五八年六月二四日文部省令第二三号）

##### １

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### ２

昭和五十九年度に開設しようとする公立の大学、公立の大学の学部及び私立の大学の学部の学科の設置の認可の申請、昭和五十九年度に行おうとする私立の大学の収容定員の変更に係る学則の変更の認可の申請並びに昭和六十年度に開設しようとする私立の大学及び私立の大学の学部の設置の認可の申請に係る審査に当たつては、この省令による改正後の大学設置基準の規定の適用があるものとする。

##### ３

学校教育法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十五号）附則第二項各号の一に該当する者に係る卒業の要件は、この省令による改正後の大学設置基準第三十二条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附則（昭和五八年九月一日文部省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五九年八月一三日文部省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六〇年二月五日文部省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六〇年九月四日文部省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年九月一日文部省令第三四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三年六月三日文部省令第二四号）

##### １

この省令は、平成三年七月一日から施行する。

##### ２

この省令施行の際、現に設置されている大学における体育館の設置に係る改正後の第三十六条第五項の規定の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成九年六月五日文部省令第二七号）

この省令は、平成九年六月五日から施行する。

# 附則（平成一〇年三月三一日文部省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年三月三一日文部省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年九月一四日文部省令第四〇号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

平成十二年度を開設年度とする大学、学部及び学科の設置認可を受けようとする場合の審査については、なお従前の例による。

# 附則（平成一二年一〇月三一日文部省令第五三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一三年三月三〇日文部科学省令第四四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一四年三月二八日文部科学省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年三月三一日文部科学省令第一五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年三月一二日文部科学省令第八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年一二月一三日文部科学省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第一条中学校教育法施行規則第二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定及び同令第六条の次に一条を加える改正規定、第二条中大学設置基準第十八条第一項の改正規定及び同令第四十五条を同令第四十六条とし、同令第四十四条を同令第四十五条とし、同令第四十三条を同令第四十四条とし、同令第十章中同条の前に一条を加える改正規定、第三条の規定並びに第四条中短期大学設置基準第四条第二項の改正規定及び同令第三十七条を同令第三十八条とし、同令第三十六条を同令第三十七条とし、同令第十章中同条の前に一条を加える改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年一二月一五日文部科学省令第四三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法施行規則第六十八条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

* 一  
  平成十八年三月三十一日に大学において薬学を履修する課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者
* 二  
  前号に掲げる者のほか、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に大学に在学し、引き続き当該大学に在学する者であって、施行日以後に薬学を履修する課程（臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするものを除く。）に在学することとなったもの

# 附則（平成一八年三月三一日文部科学省令第一一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 第二条（助教授の在職に関する経過措置）

この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

* 一  
  学校教育法施行規則第二十条第一号ロ
* 二  
  博物館法施行規則第九条第二号
* 三  
  大学設置基準第十四条第四号
* 四  
  高等専門学校設置基準第十一条第三号
* 五  
  短期大学設置基準第二十三条第五号

# 附則（平成一九年七月三一日文部科学省令第二二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附則（平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

# 附則（平成二〇年一一月一三日文部科学省令第三五号）

この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

# 附則（平成二一年二月二七日文部科学省令第一号）

##### １

この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年一一月一一日文部科学省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年二月二五日文部科学省令第三号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成二二年六月一五日文部科学省令第一五号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成二四年五月一〇日文部科学省令第二三号）

##### １

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

# 附則（平成二四年一一月一九日文部科学省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年三月二九日文部科学省令第一三号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成二六年一〇月七日文部科学省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年一一月一四日文部科学省令第三四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

大学は、この省令による改正後の大学設置基準第五十条第一項の規定にかかわらず、当分の間、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの及び獣医学を履修する課程に係る国際連携学科を設置することができない。

# 附則（平成二七年三月三〇日文部科学省令第一三号）

##### １

この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二八年三月三一日文部科学省令第一八号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附則（平成二八年一二月二七日文部科学省令第三五号）

この省令は、平成二十九年四月二日から施行する。

# 附則（平成二九年三月三一日文部科学省令第一七号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附則（平成三〇年一月二六日文部科学省令第一号）

##### １

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 附則（平成三〇年六月二九日文部科学省令第二二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現に設置されている大学の大学設置基準第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員の数については、当分の間、なお従前の例によることができる。

# 附則（令和元年八月一三日文部科学省令第一一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（医学を履修する課程等に関する経過措置）

大学は、この省令による改正後の大学設置基準第四十二条の三の二の規定にかかわらず、当分の間、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの及び獣医学を履修する課程を主として実施する学部等連係課程実施基本組織を設置することができない。

# 附則（令和元年一〇月二日文部科学省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和三年二月二六日文部科学省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

* イ  
  医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る専任教員数
* 一  
  この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（（２）の表及び別表第二において同じ。）。
* 二  
  この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含まないこととする（（２）及びロの表並びに別表第二において同じ。）。
* 三  
  収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（（２）の表及び別表第二において同じ。）。
* 四  
  収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）にあつては、収容定員六〇〇人につき教員六人）の割合により算出される数の教員を増加するものとする（ロの表において同じ。）。
* 五  
  夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。  
  ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学部の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とする（（２）の表及び別表第二において同じ。）。
* 六  
  昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（（２）の表及び別表第二において同じ。）。
* 七  
  二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は（２）の表の下欄から算出される教員数の合計数とする。  
  ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。
* 八  
  二以上の学科で組織される学部に獣医学関係の学科を置く場合における教員数は、それぞれの学科が属する分野のこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。
* 九  
  薬学分野に属する二以上の学科で組織される学部に薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の一学科を置く場合における当該一学科に対するこの表の適用については、下欄中「一六」とあるのは、「二二」とする。
* 十  
  薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。
* 十一  
  この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。  
  ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める（（２）の表において同じ。）。
* 十二  
  学部等連係課程実施基本組織における教員数は、当該学部等連係課程実施基本組織を一学科で組織する学部とみなしてこの表の中欄から算出される教員数とする。
* 一  
  収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
* 二  
  この表に定める教員数のおおむね四割以上は実務の経験等を有する専任教員とする。
* 三  
  二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は（１）の表の下欄から算出される教員数の合計数とする。  
  ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。
* ロ  
  医学又は歯学に関する学部に係る専任教員数
* 一  
  この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、准教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。
* 二  
  この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、准教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。
* 三  
  附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。
* 四  
  この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイ（１）又は（２）の表に定める教員数の合計数とする。
* 一  
  この表に定める収容定員は、医学又は歯学に関する学部以外の学部の収容定員を合計した数とする。
* 二  
  収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。
* 三  
  収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が四〇〇人を超え八〇〇人未満の場合にあつては収容定員八〇人につき教員一人の割合により、収容定員が八〇〇人を超える場合にあつては収容定員四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
* 四  
  医学又は歯学に関する学部を置く場合（当該学部に医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に限る。）においては、当該学部の収容定員が四八〇人の場合にあつては七人、七二〇人の場合にあつては八人をこの表に定める数に加えるものとする。  
  ただし、当該学部の収容定員が四八〇人未満の場合には、その加える数を六人とすることができる。
* 五  
  医学又は歯学に関する学部を置く場合で当該学部に医学又は歯学に関する学科以外の学科を置く場合においては、当該医学又は歯学に関する学科については前号により算出される教員数とし、当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてはその収容定員と他の学部の収容定員の合計数から第一号により算出される教員数とする。
* イ  
  医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積
* 一  
  この表に掲げる面積には、第三十六条第五項の施設、第三十九条の附属施設及び第三十九条の二の薬学実務実習に必要な施設の面積は含まない（ロ及びハ（１）の表において同じ。）。
* 二  
  夜間学部（同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用するものを除く。）における面積については、この表に掲げる学部の例によるものとする（（２）並びにハ（１）及び（２）の表において同じ。）。
* 三  
  夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のいずれか多い数によりこの表に定める面積とする（（２）並びにハ（１）及び（２）の表において同じ。）。
* 四  
  昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（（２）並びにハ（１）及び（２）において同じ。）。
* 五  
  この表に掲げる学部以外の学部における面積については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする（（２）の表において同じ。）。
* 六  
  この表に定める面積は、専用部分の面積とする。  
  ただし、当該大学と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（（２）、ロ並びにハ（１）及び（２）の表において同じ。）。
* 一  
  この表に掲げる面積には、第三十六条第五項の施設及び第三十九条の附属施設に必要な施設の面積は含まない（ハ（２）の表において同じ。）。
* 二  
  第四十二条の十二第一項第三号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（ハ（２）の表において同じ。）。
* ロ  
  医学又は歯学に関する学部に係る校舎の面積
* ハ  
  医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積